

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市告示第124号

平成29年3月27日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市西区扇二丁目の1番1及び1番49
2 開発面積
54.843.57㎡
3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
4 検査済証交付年月日
平成29年3月27日

広島市告示第125号

平成29年3月27日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第11条の規定に基づき、特賃住宅を除く市営住宅の平成29年4月から平成30年3月までの家賃について別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第126号

平成29年3月28日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）附則第20条の3の6に基づき市長が定める3輪以上の軽自動車は、平成28年5月31日付け「軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書」において減免対象車両として規定された車両とする。

広島市長 松井一實

広島市告示第127号

平成29年3月28日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項

の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

広島市長 松井一實

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

Table with 3 columns: 道路の種類, 路線名, 区間. It lists four road sections with their respective road types and locations in Hiroshima City.

2 指定する期日

平成29年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- ①走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

広島市告示第128号

平成29年3月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第129号

平成29年3月30日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

（別紙）

下記市営住宅附設駐車場の使用料について、「広島市市営住宅等附設駐車場使用料決定基準」に基づき、基本使用料を次のとおり決定する。（平成29年4月1日供用開始）

名称	所在地	構造	区画数	区画番号	月額使用料
アパート 附設駐車場 （第十八アパート）	中区基町18番	・アスファルト舗装 ・普通区画	226	1～30号, 34～52号, 55号, 58号, 59号, 61～71号, 76～78号, 87～95号, 98号, 101～141号, 145～150号, 154号, 155号, 159～183号, 185～189号, 192～199号, 207～234号, 237号, 242号, 243号, 248～254号, 256～258号, 260～281号	8,640円

名称	所在地	構造	区画	区画番号	月額使用料
基町アパート 附設駐車場 （第十八アパート）	中区基町18番	・アスファルト舗装 ・ピロティ ・普通区画	49	31～33号, 54号, 56号, 57号, 60号, 72～75号, 79～84号, 86号, 96号, 97号, 142～144号, 151～153号, 156～158号, 190号, 191号, 200～204号, 235号, 236号, 238～241号, 244～247号, 255号, 259号, 282号	9,720円

（別紙）

上表にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間における附設駐車場の月額使用料については、次表に定める額とする。

名称	区画番号	月額使用料	適用期間

基町アパート 附設駐車場 （第十八アパート）	1～30号, 34～52号, 55号, 58号, 59号, 61～71号, 76～78号, 87～95号, 98号, 101～141号, 145～150号, 154号, 155号, 159～183号, 185～189号, 192～199号, 207～234号, 237号, 242号, 243号, 248～254号, 256～258号, 260～281号	4,320円	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
------------------------------	---	--------	-------------------------

名称	区画番号	月額使用料	適用期間
基町アパート 附設駐車場 （第十八アパート）	31～33号, 54号, 56号, 57号, 60号, 72～75号, 79～84号, 86号, 96号, 97号, 142～144号, 151～153号, 156～158号, 190号, 191号, 200～204号, 235号, 236号, 238～241号, 244～247号, 255号, 259号, 282号	4,860円	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第130号

平成29年3月31日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成29年3月31日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
（別紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水を排除	安佐南区	祇園五丁目, 祇園八丁目, 大塚西二丁目及び大塚西三丁目の各一部	分流

広島市告示第131号

平成29年3月31日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）

第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
平成29年3月31日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	祇園五丁目、祇園八丁目、大塚西二丁目及び大塚西三丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター

広島市告示第132号

平成29年3月31日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成29年3月31日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区沼田町大字阿戸及び安佐南区沼田町大字吉山の各一部	戸山農業集落排水処理施設
安芸区阿戸町の一部	阿戸農業集落排水処理施設

広島市告示第133号

平成29年3月31日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成29年4月1日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の

とおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水を排除	安佐北区	あさひが丘三丁目の全部 あさひが丘一丁目、あさひが丘二丁目、あさひが丘四丁目、あさひが丘五丁目、あさひが丘六丁目、あさひが丘七丁目、あさひが丘八丁目、あさひが丘九丁目、安佐町大字後山及び安佐町大字動物園の各一部	分流

広島市告示第134号

平成29年3月31日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
平成29年4月1日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐北区	あさひが丘三丁目の全部 あさひが丘一丁目、あさひが丘二丁目、あさひが丘四丁目、あさひが丘五丁目、あさひが丘六丁目、あさひが丘七丁目、あさひが丘八丁目、あさひが丘九丁目、安佐町大字後山及び安佐町大字動物園の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター

広島市告示第135号

平成29年3月31日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市総合福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区松原町5番1号  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会

会長 永野 正雄  
 2 委託した期間  
 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第136号**  
 平成29年3月31日

民生委員協議会を組織する区域の一部を平成29年4月1日付  
 けで別表のとおり変更するので、広島市民生委員法施行細則（昭  
 和55年広島市規則第18号）第3条の規定により、告示しま  
 す。

広島市長 松井 一 實

（別表）

段原地区民生委員児童委員協議会及び大河地区民生委員児童委  
 員協議会の区域変更について

（現行）

| 区 分             | 区 域                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 段原地区民生委員児童委員協議会 | 稲荷町、京橋町、松川町、的場町一丁目・二丁目、金屋町、比治山町、段原南一丁目、段原南二丁目、段原一丁目～四丁目、比治山公園                             |
| 大河地区民生委員児童委員協議会 | 出汐一丁目～四丁目、旭一丁目・二丁目、北大河町8番の一部、9番～23番、24番の一部、南大河町1番～17番、21番～39番、東霞町1番～5番、6番の一部、西霞町、霞二丁目、山城町 |



（変更後）

| 区 分             | 区 域                                                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 段原地区民生委員児童委員協議会 | 稲荷町、京橋町、松川町、的場町一丁目・二丁目、金屋町、比治山町、段原南一丁目1番～25番、段原南二丁目、段原一丁目～四丁目、比治山公園                                     |
| 大河地区民生委員児童委員協議会 | 出汐一丁目～四丁目、旭一丁目・二丁目、北大河町8番の一部、9番～23番、24番の一部、南大河町1番～17番、21番～39番、東霞町1番～5番、6番の一部、西霞町、霞二丁目、山城町、段原南一丁目26番～27番 |

~~~~~  
**広島市告示第137号**  
 平成29年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定  
 により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があ  
 ったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
サンキ・ウエルビィ株式会社	サンキ・ウエルビィ介護センター吉島	広島市中区光南四丁目5番1号	平成29年3月31日	居宅介護支援
医療法人井上整形外科	居宅介護支援事業所白梅	広島市佐伯区三筋二丁目1番34号	平成29年3月31日	居宅介護支援

~~~~~  
**広島市告示第138号**  
 平成29年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の  
 規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃  
 止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により  
 告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称              | 事業所            |                     | 廃止年月日      | サービスの<br>種類 |
|------------------------|----------------|---------------------|------------|-------------|
|                        | 名称             | 所在地                 |            |             |
| 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック | デイサービス「花みずきの家」 | 広島市安佐北区口田三丁目32番3号   | 平成29年3月31日 | 地域密着型通所介護   |
| 医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック | 通所介護事業所「あい」    | 広島市安佐北区口田三丁目33番5号1F | 平成29年3月31日 | 地域密着型通所介護   |

~~~~~  
**広島市告示第139号**  
 平成29年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第  
 115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サ  
 ービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があ  
 ったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に  
 より告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
有限会社リラックス	訪問介護事業所りらくす安佐南	広島市安佐南区祇園三丁目25番23-202号	平成29年3月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
社会福祉法人広島光明学園	ホームヘルパー高陽荘	広島市安佐北区深川八丁目36番7号	平成29年3月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護

社会福祉法人 広島光 明学園	訪問入浴 高陽荘	広島市安佐北区深 川八丁目36番7 号	平成29年 3月31日	訪問入浴介 護及び介護 予防訪問入 浴介護
有限会 社慈恵 コーポ レイシ ョン	訪問看護 愛	広島市南区翠四丁 目7番38号	平成29年 3月31日	訪問看護及 び介護予防 訪問看護
株式会 社ゆう き	訪問看護 ステーシ ョンう いず	広島市佐伯区三宅 一丁目3番57号	平成29年 3月31日	訪問看護及 び介護予防 訪問看護
医療法 人翠幸 会	デイサー ビスあ おぞら	広島市南区宇品御 幸一丁目17番1 号	平成29年 3月31日	通所介護及 び介護予防 通所介護
医療法 人社団 光仁会	デイサー ビスセ ンター スイ ートピ ア	広島市西区天満町 18番8号	平成29年 3月31日	通所介護及 び介護予防 通所介護
医療法 人社団 ひがし の会	デイサー ビスセ ンター アル ク井口	広島市西区井口五 丁目4番15号	平成29年 3月31日	通所介護及 び介護予防 通所介護
医療法 人社団 うすい 会	シルバ ーサロ ンさん さん	広島市安佐北区真 亀五丁目26番6 号	平成29年 3月31日	介護予防通 所介護
社会福 祉法人 あさ	みくに デ イサー ビスセ ンター コムズ	広島市安佐北区安 佐町飯室1592 番地	平成29年 3月31日	通所介護

~~~~~  
**広島市告示第140号**

平成29年3月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、広島市と次の市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を添付のとおり変更したので、同法第252条の2第2項の規定により、連携協約の変更の経緯及び変更締結を必要とした理由並びにその概要を付して告示します。

広島市長 松井一實

連携協約を変更した市町

安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、豊田郡大崎上島町及び山口県玖珂郡和木町

添付 略

~~~~~  
**広島市告示第141号**

平成29年3月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成28年11月21日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ホームセンターコーナン広島皆実町店
- (2) 所在地 広島市南区皆実町二丁目224番12

2 提出された意見の概要

今回の出店を反対するものではありませんが、店舗面積5,868㎡という面積に対して機能（平面が少ない台数）を含めて駐車台数、出入口が1か所しかないなど、計画そのものに無理があると考えています。このままの計画で出店すると周辺交通に対し、大きな影響が考えられますので、計画の見直しを検討いただきたくお願いいたします。

- (1) 駐車台数を150台程度に増加してほしい。周辺駐車場を借りあげることや、売場1階フロアを駐車場に変更する等検討してほしい。

(理由) 出入口1か所でピーク時約200台の来客車両が見込まれるため駐車台数94台では、出庫しなければ入庫できない状況である。出入口の環境から入庫できない車が路上にあふれ渋滞が発生すると予測される。出庫しなくても入庫できるようにすることで路上にあふれる懸念を少なくする。

(理由) 自動車分担率8.5%及び類似店を必要駐車台数の根拠にしているが、そもそも自動車分担率8.5%は現実にはありえない数値である。また、類似店の広島祇園店は、駐車台数295台を持っている店舗であり、295台が必要駐車台数ではないかと考える。

- (2) 出入口を2か所にして、スムーズに入出庫させてほしい。

(理由) 出庫しなければ入庫できないため、出入口を1か所から2か所にすることで入出庫しやすくなる。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区市役所市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成29年3月31日から同年5月1日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

~~~~~  
**広島市告示第142号**

平成29年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定による応急入院指定病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井一實

1 応急入院指定病院

| 病院名    | 所在地                | 応急入院者等に対する診療応需態勢及び病床を確保する日 |
|--------|--------------------|----------------------------|
| 広島第一病院 | 広島市東区戸坂南二丁目9番15号   | 年間を通じて、毎日24時間              |
| 草津病院   | 広島市西区草津梅が台10番1号    | 年間を通じて、毎日24時間              |
| 瀬野川病院  | 広島市安芸区中野東四丁目11番13号 | 年間を通じて、毎日24時間              |

2 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第143号

平成29年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井一實

1 特例措置を採ることができる精神科病院

| 病院名    | 所在地                | 特例措置を採る特定医師の数 |
|--------|--------------------|---------------|
| 広島第一病院 | 広島市東区戸坂南二丁目9番15号   | 1名            |
| 草津病院   | 広島市西区草津梅が台10番1号    | 3名            |
| 瀬野川病院  | 広島市安芸区中野東四丁目11番13号 | 3名            |

2 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第144号

平成29年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）として、次のとおり認定します。

広島市長 松井一實

1 特定病院

| 病院名    | 所在地                | 特例措置を採る特定医師の数 |
|--------|--------------------|---------------|
| 広島第一病院 | 広島市東区戸坂南二丁目9番15号   | 1名            |
| 草津病院   | 広島市西区草津梅が台10番1号    | 3名            |
| 瀬野川病院  | 広島市安芸区中野東四丁目11番13号 | 3名            |

2 認定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第145号

平成29年3月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示（中区）第46号

平成29年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第47号

平成29年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第48号

平成29年3月1日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第49号

平成29年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第50号**

平成29年3月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第51号**

平成29年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第52号**

平成29年3月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第53号**

平成29年3月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第54号**

平成29年3月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第55号**

平成29年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第56号**

平成29年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第57号**

平成29年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第58号**

平成29年3月10日

広島バスセンター西自転車等駐車場A及び東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、3月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第59号

平成29年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第60号

平成29年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第61号

平成29年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第62号

平成29年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第63号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第64号

平成29年3月21日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第65号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第66号

平成29年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第67号

平成29年3月22日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第68号

平成29年3月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。



広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第69号**

平成29年3月22日

西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第70号**

平成29年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第71号**

平成29年3月27日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第72号**

平成29年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第73号**

平成29年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第74号**

平成29年3月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第75号**

平成29年3月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第76号**

平成29年3月30日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区大手町四丁目1番1号  
社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会  
会長 近藤 聿興

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示(中区)第77号**

平成29年3月30日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタミビル  
特定非営利活動法人ワーカーズコープ  
代表理事 藤田 徹

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(中区)第78号

平成29年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市  
条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により  
自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により  
次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第79号

平成29年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市  
条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、  
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま  
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第80号

平成29年3月31日

基町自転車等駐車場及び新白鳥駅B自転車等駐車場内に、長期  
間駐車されていた下記自転車等については、3月29日に広島市  
西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について  
は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第9号

平成29年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市  
条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第10号

平成29年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市  
条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第11号

平成29年3月8日

建築基準法(昭和25年 法律第201号)第86条の5第2  
項の規定に基づき、公告認定対象区域の認定を取消しましたの  
で、同条第4項の規定に基づき告示します。

この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において、一般  
に縦覧します。

広島市長 松井一實

1 認定の取消しを行った区域の場所

広島市東区牛田早稲田三丁目91番143

2 認定の取消しを行った認定番号

認定番号 S51-2

3 認定の取消しを行った認定年月日

昭和51年5月20日

広島市告示(東区)第12号

平成29年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市  
条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第13号

平成29年3月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法  
律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月10日から同月24日まで東  
区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の<br>種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新<br>別 | 敷地の<br>幅員 | 敷地の<br>延長 |
|-----------|-----|------|---------|-----------|-----------|
|           |     |      |         |           |           |

|    |          |                                            |   |                            |                |
|----|----------|--------------------------------------------|---|----------------------------|----------------|
| 市道 | 東1区344号線 | 東区福田町字葛ヶ谷1445番1地先から<br>東区福田町字葛ヶ谷1437番1地先まで | 旧 | メートル<br>4.00<br>～<br>4.00  | メートル<br>130.00 |
|    |          |                                            | 新 | メートル<br>6.00<br>～<br>15.00 | メートル<br>130.00 |

広島市告示（東区）第14号

平成29年3月10日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月10日から同月24日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日    |
|-------|----------|--------------------------------------------|------------|
| 市道    | 東1区344号線 | 東区福田町字葛ヶ谷1445番1地先から<br>東区福田町字葛ヶ谷1437番1地先まで | 平成29年3月10日 |

広島市告示（東区）第15号

平成29年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第16号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第17号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第18号

平成29年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第19号

平成29年3月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（南区）第25号

平成29年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第26号

平成29年3月3日

広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、3月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第27号

平成29年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第28号

平成29年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第29号

平成29年3月8日

広島駅南口第三駐輪場A、広島駅南口第四駐輪場及び稲荷町駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、3月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第30号

平成29年3月9日

青崎駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、3月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第31号

平成29年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第32号

平成29年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第33号

平成29年3月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月14日から同年3月28日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|----------|----------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 南4区467号線 | 南区翠五丁目1577番16地先から<br>南区翠五丁目1577番13地先まで | 旧   | メートル<br>2.67<br>～<br>2.72 | メートル<br>13.58 |
|       |          |                                        | 新   | メートル<br>3.33<br>～<br>3.37 | メートル<br>13.58 |

広島市告示(南区)第34号

平成29年3月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月14日から同年3月28日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日    |
|-------|----------|----------------------------------------|------------|
| 市道    | 南4区467号線 | 南区翠五丁目1577番16地先から<br>南区翠五丁目1577番13地先まで | 平成29年3月14日 |

広島市告示(南区)第35号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第36号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第37号

平成29年3月21日

広島駅南口第一駐輪場，広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第三駐輪場B内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，3月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第38号

平成29年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第39号

平成29年3月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第40号

平成29年3月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第41号

平成29年3月28日

青崎駐輪場及び天神川駅南駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，3月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，1か月間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第42号

平成29年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，

保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第16号

平成29年3月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第17号

平成29年3月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第18号

平成29年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第19号

平成29年3月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第20号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第21号

平成29年3月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第22号

平成29年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第23号

平成29年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第24号

平成29年3月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成29年3月31日
- 3 道路の位置 広島市西区己斐中三丁目137番572の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.050~4.680メートル  
延長 2.720メートル

広島市告示(安佐南区)第19号

平成29年3月3日

平成29年度第1回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

招集日時 平成29年3月10日(金)午後4時

招集場所 佐東公民館 第1研修室

議事日程 日程第1 会期の決定につて

日程第2 平成29年度緑井財産区会計歳入歳出予算について

広島市告示(安佐南区)第20号

平成29年3月2日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年2月20日及び同年2月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第21号

平成29年3月6日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定します。

その関係図面は、平成29年3月6日から同年3月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                 | 敷地の幅員(m) | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------|----------|----------|
| 市道    | 安佐南2区986号線 | 広島市安佐南区相田一丁目27番1地先から | 11.80    | 47.80    |
|       |            | 広島市安佐南区相田一丁目27番1地先まで | 20.60    |          |

広島市告示(安佐南区)第22号

平成29年3月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月6日から同年3月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                         | 供用開始の期日   |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐南2区986号線 | 広島市安佐南区相田一丁目27番1地先から<br>広島市安佐南区相田一丁目27番1地先まで | 平成29年3月6日 |

広島市告示(安佐南区)第23号

平成29年3月8日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次の建築協定を認可しました。

この協定書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 建築協定の名称 コンツェルトタウン山本建築協定
- 2 建築協定区域 広島市安佐南区山本四丁目の446番4, 446番5, 463番3, 464番2, 465番1及び465番6
- 3 認可番号 第1号
- 4 認可年月日 平成29年3月8日

広島市告示（安佐南区）第24号

平成29年3月13日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月13日から同年3月28日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                                   | 新旧別 | 幅員(m)              | 延長(m) |
|-------|------------|--------------------------------------------------------|-----|--------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区281号線 | 広島市安佐南区山本町字鹿ヶ谷12068番1地先から<br>広島市安佐南区山本町字鹿ヶ谷12069番4地先まで | 旧   | 2.00<br>～<br>2.00  | 39.90 |
|       |            |                                                        | 新   | 2.00<br>～<br>10.80 | 39.90 |

広島市告示（安佐南区）第25号

平成29年3月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月13日から同年3月28日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                                   | 供用開始の期日    |
|-------|------------|--------------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南3区281号線 | 広島市安佐南区山本町字鹿ヶ谷12068番1地先から<br>広島市安佐南区山本町字鹿ヶ谷12069番4地先まで | 平成29年3月13日 |

広島市告示（安佐南区）第26号

平成29年3月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月14日から同年3月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                            | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|-------------------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区130号線 | 広島市安佐南区中須一丁目338番1地先から<br>広島市安佐南区中須一丁目338番10地先まで | 旧   | 2.10<br>～<br>2.40 | 46.8  |
|       |            |                                                 | 新   | 2.90<br>～<br>6.65 | 46.8  |

広島市告示（安佐南区）第27号

平成29年3月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月14日から同年3月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                            | 供用開始の期日    |
|-------|------------|-------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南2区130号線 | 広島市安佐南区中須一丁目338番1地先から<br>広島市安佐南区中須一丁目338番10地先まで | 平成29年3月14日 |

広島市告示（安佐南区）第28号

平成29年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月16日から平成29年3月31日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                               | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-----|---------------------|-------|
| 市道    | 安佐南4区191号線 | 広島市安佐南区伴東三丁目4652番地1地先から<br>広島市安佐南区伴東三丁目4652番地1地先まで | 旧   | 11.95<br>～<br>11.95 | 11.95 |
|       |            |                                                    | 新   | 11.95<br>～<br>11.95 | 11.95 |

広島市告示（安佐南区）第29号

平成29年3月16日

昭和62年12月19日付け広島市告示第384号で市道の路線の認定を告示した次の路線について、その起点及び終点の表示を変更し、次のとおりとします。

広島市長 松井一實

|     | 道路の種類 | 路線名        | 起 点                                             |
|-----|-------|------------|-------------------------------------------------|
|     |       |            | 終 点                                             |
| 変更前 | 市道    | 安佐南4区191号線 | 安佐南区沼田町大字伴字豊島7704番地5地先<br>安佐南区沼田町大字伴字上典9466番地地先 |
| 変更後 | 市道    | 安佐南4区191号線 | 安佐南区伴東七丁目7704番5地先<br>安佐南区伴東三丁目4652番1地先          |

広島市告示（安佐南区）第30号

平成29年3月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月17日から同年4月3日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                      | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m)  |
|-------|------------|-------------------------------------------|-----|-------------------|--------|
| 市道    | 安佐南1区263号線 | 広島市安佐南区川内六丁目372番5地先から広島市安佐南区川内四丁目4番24地先まで | 旧   | 2.70<br>～<br>5.00 | 193.60 |
|       |            |                                           | 新   | 4.00<br>～<br>6.00 |        |

広島市告示（安佐南区）第31号

平成29年3月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月17日から同年4月3日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                      | 供用開始の期日    |
|-------|------------|-------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南1区263号線 | 広島市安佐南区川内六丁目372番5地先から広島市安佐南区川内四丁目4番24地先まで | 平成29年3月17日 |

広島市告示（安佐南区）第32号

平成29年3月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第23号
- 2 指定年月日 平成29年3月17日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴東八丁目700番597の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m  
延長 43.30m

広島市告示（安佐南区）第33号

平成29年3月23日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第24号
- 2 指定年月日 平成29年3月23日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区西原一丁目の1993番5の一部及び1993番6の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.30m  
延長 27.18m

広島市告示（安佐南区）第37号

平成29年3月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年3月28日から同年4月11日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                    |
|----|--------------|-------------------------------|
| 里道 | 安佐南3区1138号里道 | 安佐南区祇園六丁目540-4番地地先から526番地地先まで |

広島市告示（安佐南区）第38号

平成29年3月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年3月28日から同年4月11日まで



で、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                      |
|----|-----|-------------|---------------------------------|
| 里道 | 新   | 安佐南3区190号里道 | 安佐南区祇園六丁目540-4番地地先から546-2番地地先まで |
|    | 旧   | 安佐南3区190号里道 | 安佐南区祇園六丁目550番地地先から546-2番地地先まで   |

広島市告示(安佐南区)第39号

平成29年3月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月30日から同年4月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                            | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m)  |
|-------|------------|-------------------------------------------------|-----|---------------------|--------|
| 市道    | 安佐南3区232号線 | 広島市安佐南区祇園五丁目1838番3地先から<br>広島市安佐南区祇園八丁目962番1地先まで | 旧   | 5.00<br>～<br>9.00   | 790.00 |
|       |            |                                                 | 新   | 10.50<br>～<br>27.40 |        |

広島市告示(安佐南区)第40号

平成29年3月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月30日から同年4月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                            | 供用開始の期日    |
|-------|------------|-------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南3区232号線 | 広島市安佐南区祇園五丁目1838番3地先から<br>広島市安佐南区祇園八丁目962番1地先まで | 平成29年3月30日 |

広島市告示(安佐北区)第20号

平成29年3月7日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年3月7日から同月21日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                               |
|----|-------------|------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区522号里道 | 安佐北区可部二丁目980番2地先から<br>安佐北区可部二丁目980番2地先まで |
|    |             | 安佐北区亀山一丁目692番4地先から<br>安佐北区亀山一丁目692番4地先まで |

広島市告示(安佐北区)第21号

平成29年3月7日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成29年3月7日から同月21日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 水路名                | 所在(起点及び終点)                               |
|----|--------------------|------------------------------------------|
| 水路 | K3-F3-X延光-13-30号水路 | 安佐北区亀山一丁目924番2地先から<br>安佐北区亀山一丁目924番2地先まで |
|    |                    | 安佐北区亀山二丁目925番1地先から<br>安佐北区亀山二丁目925番1地先まで |

広島市告示(安佐北区)第22号

平成29年3月7日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年3月7日から同月21日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                               |
|----|-----|-------------|------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北3区473号里道 | 安佐北区可部二丁目955番1地先から<br>安佐北区可部二丁目964番地先まで  |
|    | 新   | 安佐北3区473号里道 | 安佐北区可部二丁目955番1地先から<br>安佐北区可部二丁目953番1地先まで |

|    |   |             |                                            |
|----|---|-------------|--------------------------------------------|
| 里道 | 旧 | 安佐北3区517号里道 | 安佐北区可部二丁目949番3地先から<br>安佐北区可部一丁目947番4地先まで   |
|    | 新 | 安佐北3区517号里道 | 安佐北区可部二丁目948番3地先から<br>安佐北区可部一丁目947番4地先まで   |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区592号里道 | 安佐北区可部一丁目457番5地先から<br>安佐北区可部一丁目454番3地先まで   |
|    | 新 | 安佐北3区592号里道 | 安佐北区可部一丁目457番5地先から<br>安佐北区可部一丁目452番2地先まで   |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区597号里道 | 安佐北区可部一丁目446番5地先から<br>安佐北区可部四丁目1160番2地先まで  |
|    | 新 | 安佐北3区597号里道 | 安佐北区可部一丁目446番5地先から<br>安佐北区可部一丁目446番5地先まで   |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区620号里道 | 安佐北区可部一丁目1156番8地先から<br>安佐北区可部四丁目1169番1地先まで |
|    | 新 | 安佐北3区620号里道 | 安佐北区可部一丁目1156番8地先から<br>安佐北区可部一丁目1166番1地先まで |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区623号里道 | 安佐北区可部一丁目1142番6地先から<br>安佐北区可部四丁目1142番5地先まで |
|    | 新 | 安佐北3区623号里道 | 安佐北区可部一丁目1142番6地先から<br>安佐北区可部一丁目1142番6地先まで |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区638号里道 | 安佐北区亀山二丁目925番1地先から<br>安佐北区亀山一丁目910番1地先まで   |
|    | 新 | 安佐北3区638号里道 | 安佐北区亀山二丁目925番1地先から<br>安佐北区亀山二丁目925番1地先まで   |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区659号里道 | 安佐北区亀山一丁目1006番2地先から<br>安佐北区亀山二丁目1053番2地先まで |
|    | 新 | 安佐北3区659号里道 | 安佐北区亀山一丁目997番7地先から<br>安佐北区亀山一丁目997番13地先まで  |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区660号里道 | 安佐北区亀山一丁目1007番1地先から<br>安佐北区亀山二丁目1014番2地先まで |
|    | 新 | 安佐北3区660号里道 | 安佐北区亀山一丁目1007番1地先から<br>安佐北区亀山一丁目1014番5地先まで |

|    |   |             |                                            |
|----|---|-------------|--------------------------------------------|
| 里道 | 旧 | 安佐北3区652号里道 | 安佐北区亀山南二丁目325番3地先から<br>安佐北区亀山南一丁目286番1地先まで |
|    | 新 | 安佐北3区652号里道 | 安佐北区亀山南二丁目325番3地先から<br>安佐北区亀山南二丁目325番3地先まで |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区653号里道 | 安佐北区亀山南二丁目325番3地先から<br>安佐北区亀山南一丁目312番1地先まで |
|    | 新 | 安佐北3区653号里道 | 安佐北区亀山南二丁目325番3地先から<br>安佐北区亀山南二丁目325番3地先まで |
| 里道 | 旧 | 安佐北3区654号里道 | 安佐北区亀山南二丁目283番5地先から<br>安佐北区亀山南一丁目266番地先まで  |
|    | 新 | 安佐北3区654号里道 | 安佐北区亀山南二丁目283番5地先から<br>安佐北区亀山南一丁目283番6地先まで |

広島市告示（安佐北区）第23号

平成29年3月7日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年3月7日から同月21日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                                 |
|----|--------------|--------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区4477号里道 | 安佐北区可部二丁目952番1地先から<br>安佐北区可部二丁目964番地先まで    |
| 里道 | 安佐北3区4478号里道 | 安佐北区可部四丁目1160番2地先から<br>安佐北区可部四丁目1160番2地先まで |
| 里道 | 安佐北3区4479号里道 | 安佐北区可部四丁目1169番1地先から<br>安佐北区可部四丁目1169番1地先まで |
| 里道 | 安佐北3区4480号里道 | 安佐北区可部四丁目1142番5地先から<br>安佐北区可部四丁目1142番5地先まで |
| 里道 | 安佐北3区4481号里道 | 安佐北区亀山一丁目924番2地先から<br>安佐北区亀山一丁目910番1地先まで   |
| 里道 | 安佐北3区4482号里道 | 安佐北区亀山二丁目997番1地先から<br>安佐北区亀山二丁目1053番2地先まで  |

|    |              |                                            |
|----|--------------|--------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区4483号里道 | 安佐北区亀山二丁目1014番2地先から<br>安佐北区亀山二丁目1014番2地先まで |
| 里道 | 安佐北3区448号里道  | 安佐北区亀山南一丁目286番1地先から<br>安佐北区亀山南一丁目286番1地先まで |
| 里道 | 安佐北3区4485号里道 | 安佐北区亀山南一丁目321番地先から<br>安佐北区亀山南一丁目312番1地先まで  |
| 里道 | 安佐北3区4486号里道 | 安佐北区亀山南一丁目278番1地先から<br>安佐北区亀山南一丁目266番地先まで  |

広島市告示(安佐北区)第24号

平成29年3月8日

平成29年第1回高南財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日時 平成29年3月15日(水)午前10時
- 2 招集場所 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4 白木出張所

広島市告示(安佐北区)第25号

平成29年3月15日

平成29年第1回小河内財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日時 平成29年3月22日(水)午後3時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3 安佐小河内集会所

広島市告示(安佐北区)第26号

平成29年3月24日

道路法(昭和27年法律第180号)による事業計画のある次の道路を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

その関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年3月24日
- 3 路線名 安佐北3区940号線
- 4 指定区間 (起点)安佐北区三入南一丁目25番地3地先

(終点)安佐北区三入南二丁目1867番地1地先  
 5 幅員 9.5m~48.0m  
 6 延長 307.0m

広島市告示(安佐北区)第27号

平成29年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第28号

平成29年3月30日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、安芸矢口駅駐輪場、玖村駅駐輪場、中深川駅駐輪場、狩留家駅駐輪場、白木山駅駐輪場、中三田駅駐輪場及び井原駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年3月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(安佐北区)第29号

平成29年3月31日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋光洋区自治会(代表者 古山悦生)について、次のとおり解散しましたので、同条10条後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

|   |            |                                                                                                             |
|---|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 名称         | 上町屋光洋区自治会                                                                                                   |
| 2 | 区域         | 広島市安佐北区三入五丁目4番12-1号から4番12-16号までの区域、5番2号から5番9号までの区域、6番2号から6番10号までの区域、7番25号から7番33号までの区域、8番38-1号から8番47-4号までの区域 |
| 3 | 事務所        | 広島県広島市安佐北区三入五丁目8番41-1号                                                                                      |
| 4 | 清算人の氏名及び住所 | 木戸良二<br>広島市安佐北区三入五丁目4番12-4号                                                                                 |
| 5 | 解散の事由      | 総会の決議による                                                                                                    |
| 6 | 解散年月日      | 平成29年3月5日                                                                                                   |

広島市告示(安芸区)第18号

平成29年3月1日  
道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、平成29年3月1日から同月15日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                    | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|-------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区275号線 | 広島市安芸区上瀬野一丁目1524番地2地先から | 旧   | メートル<br>3.00<br>～<br>6.30 | メートル<br>32.40 |
|       |           | 広島市安芸区上瀬野一丁目1514番地4地先まで | 新   | メートル<br>3.50<br>～<br>7.00 | メートル<br>32.40 |

広島市告示（安芸区）第19号

平成29年3月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、平成29年3月1日から同月15日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸1区275号線 | 広島市安芸区上瀬野一丁目1524番地2地先から<br>広島市安芸区上瀬野一丁目1514番地4地先まで | 平成29年3月1日 |

広島市告示（安芸区）第20号

平成29年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第21号

平成29年3月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、平成29年3月2日から同月16日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸4区152号線 | 広島市安芸区矢野東四丁目3298番地1地先から<br>広島市安芸区矢野東四丁目3298番地1地先まで | 旧   | メートル<br>2.70<br>～<br>3.90 | メートル<br>20.70 |
|       |           |                                                    | 新   | メートル<br>4.10<br>～<br>5.00 | メートル<br>20.70 |

広島市告示（安芸区）第22号

平成29年3月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、平成29年3月2日から同月16日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸4区152号線 | 広島市安芸区矢野東四丁目3298番地1地先から<br>広島市安芸区矢野東四丁目3298番地1地先まで | 平成29年3月2日 |

広島市告示（安芸区）第23号

平成29年3月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、平成29年3月7日から同月21日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                                           | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|---------|------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区7号線 | 広島市安芸区畑賀一丁目156番地1地先から<br>広島市安芸区畑賀一丁目246番地1地先まで | 旧   | メートル<br>2.45<br>～<br>8.70 | メートル<br>27.60 |
|       |         |                                                | 新   | メートル<br>4.00<br>～<br>8.70 | メートル<br>27.60 |

広島市告示（安芸区）第24号

平成29年3月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、平成29年3月7日から同月21日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                                         | 供用開始の期日   |
|-------|---------|------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸1区7号線 | 広島市安芸区畑賀一丁目156番地1地先から<br>広島市安芸区畑賀一丁目246番地1地先まで | 平成29年3月7日 |

広島市告示(安芸区)第25号

平成29年3月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第26号

平成29年3月21日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第16号
- 2 指定年月日 平成29年3月21日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野東三丁目6303番6の一部、6304番1の一部、6315番1の一部、6303番6から6304番1地先里道
- 4 幅員 4.80~6.20メートル
- 5 延長 43.56メートル

広島市告示(安芸区)第27号

平成29年3月29日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、3月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第28号

平成29年3月31日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、瀬野川公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告

示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者 広島市中区大手町五丁目3番12号  
株式会社第一ビルサービス  
代表取締役 杉川 聡
- 2 委託した期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第29号

平成29年3月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第17号
- 2 指定年月日 平成29年3月31日
- 3 道路の位置 広島市安芸区瀬野五丁目1666番1の一部、1666番4の一部
- 4 幅員 4.20~7.16メートル
- 5 延長 34.90メートル

広島市告示(佐伯区)第24号

平成29年3月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第25号

平成29年3月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第26号

平成29年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第27号

平成29年3月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第28号

平成29年3月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 平成29年3月15日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区千同二丁目の544番1の一部、544番2及び544番1地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 28.11メートル

広島市告示(佐伯区)第29号

平成29年3月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月17日から同月31日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                  | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|-----------|---------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯3区160号線 | 佐伯区千同三丁目231番地4地先から佐伯区観音台一丁目232番地1地先まで | 旧   | メートル<br>4.40<br>～<br>7.00  | メートル<br>41.50 |
|       |           |                                       | 新   | メートル<br>4.30<br>～<br>10.00 | メートル<br>41.50 |

| 市道 | 佐伯3区169号線 | 佐伯区千同三丁目231番地3地先から佐伯区千同三丁目231番地4地先まで | 旧 | メートル<br>3.50<br>～<br>5.00 | メートル<br>4.50 |
|----|-----------|--------------------------------------|---|---------------------------|--------------|
|    |           |                                      | 新 | メートル<br>5.00<br>～<br>7.80 | メートル<br>4.50 |

広島市告示(佐伯区)第30号

平成29年3月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月17日から同月31日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路種類 | 路線名       | 供用開始                                  | 供用開始の期日    |
|------|-----------|---------------------------------------|------------|
| 市道   | 佐伯3区160号線 | 佐伯区千同三丁目231番地4地先から佐伯区観音台一丁目232番地1地先まで | 平成29年3月17日 |
| 市道   | 佐伯3区169号線 | 佐伯区千同三丁目231番地3地先から佐伯区千同三丁目231番地4地先まで  | 平成29年3月17日 |

広島市告示(佐伯区)第31号

平成29年3月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第32号

平成29年3月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第33号

平成29年3月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項

の規定に基づき、認定を取消しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 一団地の名称  
合同宿舍 五日市住宅
- 2 一団地の区域  
広島市佐伯区楽々園五丁目1067外
- 3 認定取消年月日及び番号  
平成29年3月27日 第H28認定通知広島建80003号
- 4 既認定年月日及び番号  
平成13年12月18日 第2号

広島市告示(佐伯区)第34号

平成29年3月28日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成29年3月28日から同年4月11日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等             | 所在(起点及び終点)                                  |
|----|------------------|---------------------------------------------|
| 水路 | K3-H-135-1-11号水路 | 広島市佐伯区八幡四丁目68番5地先から<br>広島市佐伯区八幡四丁目69番11地先まで |

広島市告示(佐伯区)第35号

平成29年3月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月28日から同年4月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|----------|--------------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯3区54号線 | 佐伯区三宅一丁目1003番地8地先から<br>佐伯区三宅一丁目1003番地4地先まで | 旧   | メートル<br>5.33<br>～<br>9.20  | メートル<br>56.00 |
|       |          |                                            | 新   | メートル<br>6.00<br>～<br>11.60 | メートル<br>56.00 |

広島市告示(佐伯区)第36号

平成29年3月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月28日から同年4月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始                                       | 供用開始の期日    |
|-------|----------|--------------------------------------------|------------|
| 市道    | 佐伯3区54号線 | 佐伯区三宅一丁目1003番地8地先から<br>佐伯区三宅一丁目1003番地4地先まで | 平成29年3月28日 |

広島市告示(佐伯区)第37号

平成29年3月29日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月29日から同年4月12日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                                                     | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長          |
|-------|-------|----------------------------------------------------------|-----|----------------------------|----------------|
| 一般国道  | 433号  | 佐伯区五日市町大字下河内字上原1346番地1地先から<br>佐伯区湯来町大字葛原字大古谷10205番地4地先まで | 旧   | メートル<br>6.00<br>～<br>13.00 | メートル<br>384.00 |
|       |       |                                                          | 新   | メートル<br>7.70<br>～<br>45.00 | メートル<br>378.00 |
| 主要地方道 | 久地伏谷線 | 佐伯区湯来町大字葛原字大古谷292番地1地先から<br>佐伯区湯来町大字葛原字大古谷353番地1地先まで     | 旧   | メートル<br>5.00<br>～<br>20.00 | メートル<br>408.00 |
|       |       |                                                          | 新   | メートル<br>6.20<br>～<br>39.00 | メートル<br>382.00 |

広島市告示(佐伯区)第38号

平成29年3月29日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年3月29日から同年4月12日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路種類  | 路線名   | 供用開始                                                 | 供用開始の期日    |
|-------|-------|------------------------------------------------------|------------|
| 一般国道  | 433号  | 佐伯区五日市町大字下河内字上原1346番地1地先から佐伯区湯来町大字葛原字大古谷10205番地4地先まで | 平成29年3月29日 |
| 主要地方道 | 久地伏谷線 | 佐伯区湯来町大字葛原字大古谷292番地1地先から佐伯区湯来町大字葛原字大古谷353番地1地先まで     | 平成29年3月29日 |

広島市告示(佐伯区)第39号

平成29年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第40号

平成29年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市中区告示第1号

平成29年3月31日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規則第51号)第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市中区長 和田厚志

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 23-22

広島市南区告示第1号

平成29年3月24日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 胡麻田泰江

記

| 氏名    | 住民票の住所                                        | 職権処理の内容 |
|-------|-----------------------------------------------|---------|
| 松田 佐織 | 広島市南区松原町3番2-4601号 GRAND CROSS TOWER HIROSHIMA | 消除      |

広島市安佐南区告示第2号

平成29年3月29日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規則第51号)第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市安佐南区長 谷山勝彦

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 11-69

公 告

公 告

平成29年3月13日

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第45条第4項の規定により、市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定に基づき公告します。

広島市長 松井一實

- 組合の名称  
広島駅南口Bブロック市街地再開発組合
- 解散認可の年月日  
平成29年3月13日

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第1号

平成29年3月2日

平成29年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國則昭

- 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び第75条第1項(市の事務の執行に関する監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の



規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
19,538人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,110人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|      |         |
|------|---------|
| 中 区  | 36,881人 |
| 東 区  | 33,132人 |
| 南 区  | 38,935人 |
| 西 区  | 51,806人 |
| 安佐南区 | 63,641人 |
| 安佐北区 | 41,367人 |
| 安芸区  | 21,930人 |
| 佐伯区  | 37,937人 |

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

162,814人

**人事委員会規則**

**広島市人事委員会規則第1号**

平成29年3月9日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉岡 浩

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

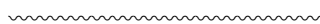
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 教育職給料表(4)の職務の級4級

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



**広島市人事委員会規則第2号**

平成29年3月23日

職員退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉岡 浩

**職員退職管理に関する規則の一部を改正する規則**

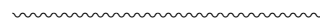
職員退職管理に関する規則（平成28年広島市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 給与条例別表第3教育職給料表(4)の職務の級が4級の職員
- (5) 給与条例別表第3教育職給料表(5)の職務の級が4級の職員

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



**広島市人事委員会規則第3号**

平成29年3月23日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉岡 浩

**職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「高等学校等」を「広島市立義務教育諸学校等」に改める。

第7条第1項中「同項」を「条例第10条第1項」に改める。

第11条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第4号から第7号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第5項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」と改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第11条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第15条の見出し中「介護休暇」の右に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の右に「又は第15条の2第1項」を加える。

第18条の見出し中「介護休暇」の右に「及び介護時間」を加

え、同条第1項中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の右に「介護休暇の承認を受けようとする」を加える。

第20条第1項中「同項の」の右に「規定により介護休暇の」を加え、同条第2項中「介護休暇」の右に「介護時間」を加える。

附則に次の8項及び附則別表を加える。

(年次有給休暇の繰越しに関する経過措置)

9 給与負担等移譲職員(平成29年4月1日(以下「移譲日」という。))の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。))の適用を受ける職員であった者であって、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に給与条例の適用を受けることとなったものをいう。以下同じ。)の平成29年度の年次有給休暇を平成30年度に繰り越す場合は、この規則における第8条の2第6項の規定の適用については、同項中「20日」とあるのは、「25日」とする。

10 給与負担等移譲職員が年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、この規則第8条の2第7項の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

(特別休暇に関する経過措置)

11 給与負担等移譲職員が移譲日前において市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号。以下「県勤務時間等条例」という。))第16条の規定により任命権者から承認を受けた場合において、移譲日以後引き続きの日についての県特別休暇(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年広島県人事委員会規則第1号。以下「県勤務時間等規則」という。))のうち附則別表の県特別休暇欄に掲げるものについては、同表の対応する休暇欄に掲げる休暇として、条例第17条の規定により承認を受けたものとみなす。

12 給与負担等移譲職員が移譲日前に取得した県勤務時間等規則第10条第1項の表第18号に規定する県特別休暇は、別表第3第4項に規定する特別休暇とみなす。

13 給与負担等移譲職員が移譲日前に職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年広島県条例第6号)第2条第2号の規定に基づきリフレッシュ厚生計画に関する計画の実施に参加した場合は、別表第3第18項に規定する特別休暇を取得したものとみなす。

(介護休暇及び介護時間に関する経過措置)

14 条例附則第8項の規定により承認を受けたものとみなされる介護休暇又は介護時間の期間は、移譲日前に承認を受けた期間のうち移譲日以後の期間とする。

15 条例附則第8項の規定により承認を受けたものとみなされ

る介護休暇又は介護時間の期間の始期は、条例第15条第1項に規定する要介護者の各々について県勤務時間等条例第16条の規定により最初に承認を受けた期間の初日とする。

16 附則第9項から附則第15項までに規定するほか、給与負担等移譲職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間等の取扱いに関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表(附則第11項関係)

| 県特別休暇                                                                                                                                                                                                                                           | 対応する休暇            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1 負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等を含む。)                                                                                                                                                                                                                     | 別表第2に規定する病気休暇     |
| 2 職員の出産                                                                                                                                                                                                                                         | 別表第3第8項に規定する特別休暇  |
| 3 配偶者の出産                                                                                                                                                                                                                                        | 別表第3第11項に規定する特別休暇 |
| 4 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合                                                                                                                                                                                 | 別表第3第12項に規定する特別休暇 |
| 5 配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うことをいう。以下この項において同じ。)を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(義務教育終了前の子を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子の看護のため)、又は義務教育終了前の子を養育する職員が当該義務教育終了前の子について、疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせるため、勤務しないことが相当であると認められる場合 | 別表第3第13項に規定する特別休暇 |
| 6 職員の結婚                                                                                                                                                                                                                                         | 別表第3第4項に規定する特別休暇  |
| 7 父母、配偶者及び子の祭日                                                                                                                                                                                                                                  | 別表第3第16項に規定する特別休暇 |
| 8 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき                                                                                                                                                                         | 別表第3第15項に規定する特別休暇 |

備考

1 第1項の対応する休暇欄にある休暇に係る別表第2の期間欄に規定する期間の始期は、県勤務時間等条例第16条の規定により任命権者から承認を受けた期間の初日とする。

2 第3項の対応する休暇欄にある休暇を移譲日以後に取得できる期間は、第2子以降の子に係る出産にあっては、承認を受けたものとみなす期間を含め5日の範囲内とする。

3 第4項の対応する休暇欄にある休暇に係る別表第3第12項の期間欄中「5日」とあるのは、「移譲日前におい

て県勤務時間等条例第16条の規定により任命権者から承認を受けた期間を含め5日」とする。

4 附則第8項に規定する特別休暇（別表第3第11項）の特例について、移譲日以後に取得できる期間は、承認を受けたものとみなす期間を含め7日の範囲内とする。

別表第3第13項中「及び委託児童（）」を「、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの及び」に、「児童をいう。）」を「児童」に改め、「より」の右に「同法第6条の4に規定する」を加える。

別表第3備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 この表（第13項を除く。）において、子は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。

別表第4備考第2項中「、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」を「別表第3の備考第2項に規定する者を、子は同表の備考第3項に規定する者を含む。」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市人事委員会規則第4号

平成29年3月23日

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉岡 浩

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の後期課程」を削り、「教頭」を「校長、教頭」に改める。

第7条を第9条とし、第5条及び第6条を2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

（教育職給料表(4)の適用範囲）

第5条 教育職給料表(4)は、特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭である職員に適用する。

2 教育職給料表(4)の備考の2の人事委員会規則で定める職員は、前項の職員のうちその職務の級が3級である者とする。

（教育職給料表(5)の適用範囲）

第6条 教育職給料表(5)は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭である職員に適用する。

2 教育職給料表(5)の備考の2の人事委員会規則で定める職員

は、前項の職員のうちその職務の級が3級である者とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市人事委員会規則第5号

平成29年3月23日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉岡 浩

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則別表中教育職給料表(3)の項の次に次のように加える。

|           |       |      |      |      |  |  |  |
|-----------|-------|------|------|------|--|--|--|
| 教育職給料表(4) | 113号給 | 65号給 | 33号給 | 5号給  |  |  |  |
| 教育職給料表(5) |       | 77号給 | 33号給 | 21号給 |  |  |  |

別表第1のアの表5級の項職務の欄に次の1号を加える。

9 広島特別支援学校の事務長の職務

別表第1のアの表7級の項中、第6号を削り、第7号を第6号とし、同表中同項の次に次のように加える。

|    |         |
|----|---------|
| 8級 | 教育次長の職務 |
|----|---------|

別表第2のウの表中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び講師」に改め、同表備考第1項第1号イ中「第20号の4の上欄又は第20号の2の上欄の口」を「第20号の2の上欄の口又は第20号の4の上欄」に改め、同表備考に次の1項を加える。

4 「教諭、養護教諭及び講師」の項の講師は、広島市教育委員会が実施する教員採用候補者の選考試験に合格し、任用の期限を付さない常勤の講師とする。

別表第2のエの表中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び講師」に改め、同表備考中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める。

別表第2中キの表をケの表とし、カの表をクの表とし、オの表をキの表とし、エの表の次に、次の2表を加える。

オ 教育職給料表(4)級別資格基準表

| 職種 | 職務の級  | 1級 | 2級 | 特2級 | 3級 |
|----|-------|----|----|-----|----|
|    | 学歴免許等 |    |    |     |    |
| 教頭 | 大学卒   |    | 0  | 0   | 14 |
|    | 短大卒   |    | 0  | 0   | 17 |

|                    |     |   |     |     |   |
|--------------------|-----|---|-----|-----|---|
| 主幹教諭及び指導教諭         | 大学卒 |   | 0   | 7   | 7 |
|                    | 短大卒 |   | 0   | 10  | 7 |
| 教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び講師 | 大学卒 |   | 0   |     |   |
|                    | 短大卒 | 0 | 2.5 | 2.5 |   |
| 講師, 助教諭及び養護助教諭     | 大学卒 | 0 |     |     |   |
|                    | 短大卒 | 0 |     |     |   |
|                    | 高校卒 | 0 |     |     |   |

備考

- 1 本表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(2)級別資格基準表の備考第1項から第3項までの規定を準用する。
- 2 「教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び講師」の項の講師は、広島市教育委員会が実施する教員採用候補者の選考試験に合格し、任用の期限を付さない常勤の講師とする。

カ 教育職給料表(5)級別資格基準表

| 職種                 | 職務の級<br>学歴免許等 | 1級 | 2級  | 特2級 | 3級 | 4級 |
|--------------------|---------------|----|-----|-----|----|----|
|                    |               | 校長 | 大学卒 | 0   | 0  | 10 |
|                    | 短大卒           | 0  | 0   | 13  | 13 | 13 |
| 教頭                 | 大学卒           | 0  | 0   | 10  | 10 |    |
|                    | 短大卒           | 0  | 0   | 13  | 13 |    |
| 主幹教諭及び指導教諭         | 大学卒           | 0  | 7   | 7   |    |    |
|                    | 短大卒           | 0  | 10  | 10  |    |    |
| 教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び講師 | 大学卒           | 0  |     |     |    |    |
|                    | 短大卒           | 0  |     |     |    |    |
| 講師, 助教諭及び養護助教諭     | 大学卒           | 0  |     |     |    |    |
|                    | 短大卒           | 0  |     |     |    |    |
|                    | 高校卒           | 0  |     |     |    |    |

備考

本表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(2)級別資格基準表の備考第1項及び第2項並びに教育職給料表(4)級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。

別表第5備考第6号のイ中「独立行政法人大学評価・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構）」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構）」に、同表備考第6号のウ及びエ中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第6中「又は養護教諭」を「養護教諭又は講師」に、「助教諭, 養護助教諭, 講師」を「講師, 助教諭, 養護助教諭」に改め、同表中教育職給料表(3)の項の次に次のように加える。

| 教育職給料表(4) | 教諭, 養護教諭, 栄養教諭又は講師 | 博士課程修了              | 2級35号給 |
|-----------|--------------------|---------------------|--------|
|           |                    | 修士課程修了<br>専門職学位課程修了 | 2級17号給 |
| 教育職給料表(5) | 教諭, 養護教諭, 栄養教諭又は講師 | 大学卒                 | 2級5号給  |
|           |                    | 短大卒                 | 1級15号給 |
|           |                    | 博士課程修了              | 2級47号給 |
|           | 講師, 助教諭又は養護助教諭     | 大学卒                 | 1級25号給 |
|           |                    | 短大卒                 | 1級15号給 |
|           |                    | 高校卒                 | 1級5号給  |
| 教育職給料表(5) | 教諭, 養護教諭, 栄養教諭又は講師 | 修士課程修了<br>専門職学位課程修了 | 2級29号給 |
|           |                    | 大学卒                 | 2級17号給 |
|           |                    | 短大卒                 | 2級7号給  |
|           | 講師, 助教諭又は養護助教諭     | 大学卒                 | 1級25号給 |
|           |                    | 短大卒                 | 1級15号給 |
|           |                    | 高校卒                 | 1級5号給  |

別表第6備考中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 「教諭, 養護教諭又は講師」及び「教諭, 養護教諭, 栄養教諭又は講師」の項の講師は、広島市教育委員会が実施する教員採用候補者の選考試験に合格し、任用の期限を付さない常勤の講師とする。

別表第7中クの表をコの表とし、キの表をケの表とし、カの表をクの表とし、オの表をキの表とし、エの表の次に次の2表を加える。

オ 教育職給料表(4)昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇格後の号給 |     |    |    |
|------------------|--------|-----|----|----|
|                  | 2級     | 特2級 | 3級 | 4級 |
| 1                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 2                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 3                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 4                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 5                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 6                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 7                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 8                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 9                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 10               | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 11               | 1      | 1   | 1  | 1  |

|    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| 12 | 1  | 1  | 1  | 1  | 63  | 36 | 39 | 11 | 23 |
| 13 | 1  | 1  | 1  | 1  | 64  | 36 | 40 | 12 | 24 |
| 14 | 1  | 1  | 1  | 1  | 65  | 37 | 41 | 13 | 25 |
| 15 | 1  | 1  | 1  | 1  | 66  | 37 | 42 | 14 | 25 |
| 16 | 1  | 1  | 1  | 1  | 67  | 38 | 43 | 15 | 26 |
| 17 | 1  | 1  | 1  | 1  | 68  | 38 | 44 | 16 | 26 |
| 18 | 1  | 1  | 1  | 1  | 69  | 39 | 45 | 17 | 27 |
| 19 | 1  | 1  | 1  | 1  | 70  | 39 | 46 | 18 | 27 |
| 20 | 1  | 1  | 1  | 1  | 71  | 40 | 47 | 19 | 28 |
| 21 | 1  | 1  | 1  | 1  | 72  | 40 | 48 | 20 | 28 |
| 22 | 2  | 1  | 1  | 1  | 73  | 41 | 49 | 21 | 29 |
| 23 | 3  | 1  | 1  | 1  | 74  | 42 | 50 | 22 | 29 |
| 24 | 4  | 1  | 1  | 1  | 75  | 43 | 51 | 23 | 30 |
| 25 | 5  | 1  | 1  | 1  | 76  | 44 | 52 | 24 | 30 |
| 26 | 6  | 2  | 1  | 1  | 77  | 45 | 53 | 25 | 31 |
| 27 | 7  | 3  | 1  | 1  | 78  | 45 | 54 | 26 |    |
| 28 | 8  | 4  | 1  | 1  | 79  | 46 | 55 | 27 |    |
| 29 | 9  | 5  | 1  | 1  | 80  | 46 | 56 | 28 |    |
| 30 | 10 | 6  | 1  | 1  | 81  | 47 | 57 | 29 |    |
| 31 | 11 | 7  | 1  | 1  | 82  | 47 | 58 | 30 |    |
| 32 | 12 | 8  | 1  | 1  | 83  | 48 | 59 | 31 |    |
| 33 | 13 | 9  | 1  | 1  | 84  | 48 | 60 | 32 |    |
| 34 | 14 | 10 | 1  | 1  | 85  | 49 | 61 | 33 |    |
| 35 | 15 | 11 | 1  | 1  | 86  | 49 | 62 | 34 |    |
| 36 | 16 | 12 | 1  | 1  | 87  | 50 | 63 | 35 |    |
| 37 | 17 | 13 | 1  | 1  | 88  | 50 | 64 | 36 |    |
| 38 | 18 | 14 | 1  | 1  | 89  | 51 | 65 | 37 |    |
| 39 | 19 | 15 | 1  | 1  | 90  | 51 | 66 | 38 |    |
| 40 | 20 | 16 | 1  | 1  | 91  | 52 | 67 | 39 |    |
| 41 | 21 | 17 | 1  | 1  | 92  | 52 | 68 | 40 |    |
| 42 | 22 | 18 | 1  | 2  | 93  | 53 | 69 | 41 |    |
| 43 | 23 | 19 | 1  | 3  | 94  | 53 | 70 | 42 |    |
| 44 | 24 | 20 | 1  | 4  | 95  | 54 | 71 | 43 |    |
| 45 | 25 | 21 | 1  | 5  | 96  | 54 | 72 | 44 |    |
| 46 | 26 | 22 | 1  | 6  | 97  | 55 | 73 | 45 |    |
| 47 | 27 | 23 | 1  | 7  | 98  | 55 | 74 | 46 |    |
| 48 | 28 | 24 | 1  | 8  | 99  | 56 | 75 | 47 |    |
| 49 | 29 | 25 | 1  | 9  | 100 | 56 | 76 | 48 |    |
| 50 | 29 | 26 | 1  | 10 | 101 | 57 | 77 | 49 |    |
| 51 | 30 | 27 | 1  | 11 | 102 | 57 | 78 | 49 |    |
| 52 | 30 | 28 | 1  | 12 | 103 | 57 | 79 | 50 |    |
| 53 | 31 | 29 | 1  | 13 | 104 | 58 | 80 | 50 |    |
| 54 | 31 | 30 | 2  | 14 | 105 | 58 | 81 | 51 |    |
| 55 | 32 | 31 | 3  | 15 | 106 | 58 | 81 | 51 |    |
| 56 | 32 | 32 | 4  | 16 | 107 | 59 | 82 | 52 |    |
| 57 | 33 | 33 | 5  | 17 | 108 | 59 | 82 | 52 |    |
| 58 | 33 | 34 | 6  | 18 | 109 | 59 | 83 | 53 |    |
| 59 | 34 | 35 | 7  | 19 | 110 | 60 | 83 | 53 |    |
| 60 | 34 | 36 | 8  | 20 | 111 | 60 | 84 | 54 |    |
| 61 | 35 | 37 | 9  | 21 | 112 | 60 | 84 | 54 |    |
| 62 | 35 | 38 | 10 | 22 | 113 | 61 | 85 | 55 |    |

|     |    |    |    |  |
|-----|----|----|----|--|
| 114 | 61 | 85 | 55 |  |
| 115 | 61 | 86 | 56 |  |
| 116 | 61 | 86 | 56 |  |
| 117 | 61 | 87 | 57 |  |
| 118 | 62 | 87 | 57 |  |
| 119 | 62 | 88 | 57 |  |
| 120 | 62 | 88 | 58 |  |
| 121 | 62 | 89 | 58 |  |
| 122 | 62 | 89 | 58 |  |
| 123 | 63 | 89 | 58 |  |
| 124 | 63 | 89 | 58 |  |
| 125 | 63 | 89 | 58 |  |
| 126 | 63 | 90 | 58 |  |
| 127 | 63 | 90 | 58 |  |
| 128 | 64 | 90 | 58 |  |
| 129 | 64 | 90 | 58 |  |
| 130 | 64 | 90 | 58 |  |
| 131 | 64 | 91 | 59 |  |
| 132 | 64 | 91 | 59 |  |
| 133 | 65 | 91 | 59 |  |
| 134 | 65 | 91 | 59 |  |
| 135 | 65 | 91 | 59 |  |
| 136 | 65 | 92 | 59 |  |
| 137 | 65 | 92 | 59 |  |
| 138 | 65 | 92 | 59 |  |
| 139 | 66 | 92 | 59 |  |
| 140 | 66 | 92 | 59 |  |
| 141 | 66 | 93 | 59 |  |
| 142 | 66 | 93 | 59 |  |
| 143 | 66 | 94 | 60 |  |
| 144 | 66 | 94 | 60 |  |
| 145 | 67 | 95 | 60 |  |
| 146 | 67 |    |    |  |
| 147 | 67 |    |    |  |
| 148 | 67 |    |    |  |
| 149 | 67 |    |    |  |
| 150 | 67 |    |    |  |
| 151 | 68 |    |    |  |
| 152 | 68 |    |    |  |
| 153 | 68 |    |    |  |

備考

本表の適用に当たっては、教育職給料表(2)昇格時号給対応表の備考第1項及び第2項を準用する。

カ 教育職給料表(5)昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇格後の号給 |     |    |    |
|------------------|--------|-----|----|----|
|                  | 2級     | 特2級 | 3級 | 4級 |
| 1                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 2                | 1      | 1   | 1  | 1  |
| 3                | 1      | 1   | 1  | 1  |

|    |    |    |   |   |
|----|----|----|---|---|
| 4  | 1  | 1  | 1 | 1 |
| 5  | 1  | 1  | 1 | 1 |
| 6  | 1  | 1  | 1 | 1 |
| 7  | 1  | 1  | 1 | 1 |
| 8  | 1  | 1  | 1 | 1 |
| 9  | 1  | 1  | 1 | 1 |
| 10 | 2  | 1  | 1 | 1 |
| 11 | 3  | 1  | 1 | 1 |
| 12 | 4  | 1  | 1 | 1 |
| 13 | 5  | 1  | 1 | 1 |
| 14 | 6  | 1  | 1 | 1 |
| 15 | 7  | 1  | 1 | 1 |
| 16 | 8  | 1  | 1 | 1 |
| 17 | 9  | 1  | 1 | 1 |
| 18 | 10 | 1  | 1 | 1 |
| 19 | 11 | 1  | 1 | 1 |
| 20 | 12 | 1  | 1 | 1 |
| 21 | 13 | 1  | 1 | 1 |
| 22 | 14 | 1  | 1 | 1 |
| 23 | 15 | 1  | 1 | 1 |
| 24 | 16 | 1  | 1 | 1 |
| 25 | 17 | 1  | 1 | 1 |
| 26 | 18 | 1  | 1 | 1 |
| 27 | 19 | 1  | 1 | 1 |
| 28 | 20 | 1  | 1 | 1 |
| 29 | 21 | 1  | 1 | 1 |
| 30 | 22 | 1  | 1 | 1 |
| 31 | 23 | 1  | 1 | 1 |
| 32 | 24 | 1  | 1 | 1 |
| 33 | 25 | 1  | 1 | 1 |
| 34 | 26 | 1  | 1 | 1 |
| 35 | 27 | 1  | 1 | 1 |
| 36 | 28 | 1  | 1 | 1 |
| 37 | 29 | 1  | 1 | 1 |
| 38 | 30 | 2  | 1 | 1 |
| 39 | 31 | 3  | 1 | 1 |
| 40 | 32 | 4  | 1 | 1 |
| 41 | 33 | 5  | 1 | 1 |
| 42 | 34 | 6  | 1 | 1 |
| 43 | 35 | 7  | 1 | 1 |
| 44 | 36 | 8  | 1 | 1 |
| 45 | 37 | 9  | 1 | 1 |
| 46 | 38 | 10 | 1 | 1 |
| 47 | 39 | 11 | 1 | 1 |
| 48 | 40 | 12 | 1 | 1 |
| 49 | 41 | 13 | 1 | 1 |
| 50 | 41 | 14 | 2 | 1 |
| 51 | 42 | 15 | 3 | 1 |
| 52 | 42 | 16 | 4 | 1 |
| 53 | 43 | 17 | 5 | 1 |
| 54 | 43 | 18 | 6 | 1 |

|     |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|
| 55  | 44 | 19 | 7  | 1  |
| 56  | 44 | 20 | 8  | 1  |
| 57  | 45 | 21 | 9  | 1  |
| 58  | 45 | 22 | 10 | 2  |
| 59  | 46 | 23 | 11 | 3  |
| 60  | 46 | 24 | 12 | 4  |
| 61  | 47 | 25 | 13 | 5  |
| 62  | 47 | 26 | 14 | 6  |
| 63  | 48 | 27 | 15 | 7  |
| 64  | 48 | 28 | 16 | 8  |
| 65  | 49 | 29 | 17 | 9  |
| 66  | 49 | 30 | 18 | 10 |
| 67  | 50 | 31 | 19 | 11 |
| 68  | 50 | 32 | 20 | 12 |
| 69  | 51 | 33 | 21 | 13 |
| 70  | 51 | 34 | 22 | 14 |
| 71  | 52 | 35 | 23 | 15 |
| 72  | 52 | 36 | 24 | 16 |
| 73  | 53 | 37 | 25 | 17 |
| 74  | 53 | 38 | 26 | 18 |
| 75  | 54 | 39 | 27 | 19 |
| 76  | 54 | 40 | 28 | 20 |
| 77  | 55 | 41 | 29 | 20 |
| 78  | 55 | 42 | 30 | 20 |
| 79  | 56 | 43 | 31 | 20 |
| 80  | 56 | 44 | 32 | 20 |
| 81  | 57 | 45 | 33 | 21 |
| 82  | 58 | 46 | 34 | 21 |
| 83  | 59 | 47 | 35 | 21 |
| 84  | 60 | 48 | 36 | 21 |
| 85  | 61 | 49 | 37 | 21 |
| 86  | 61 | 50 | 38 | 22 |
| 87  | 61 | 51 | 39 | 22 |
| 88  | 62 | 52 | 40 | 22 |
| 89  | 62 | 53 | 41 | 22 |
| 90  | 62 | 54 | 42 | 22 |
| 91  | 63 | 55 | 43 | 23 |
| 92  | 63 | 56 | 44 | 23 |
| 93  | 63 | 57 | 45 | 23 |
| 94  | 64 | 58 | 46 |    |
| 95  | 64 | 59 | 47 |    |
| 96  | 64 | 60 | 48 |    |
| 97  | 65 | 61 | 49 |    |
| 98  | 65 | 62 | 50 |    |
| 99  | 65 | 63 | 51 |    |
| 100 | 65 | 64 | 52 |    |
| 101 | 65 | 65 | 53 |    |
| 102 | 65 | 66 | 54 |    |
| 103 | 66 | 67 | 55 |    |
| 104 | 66 | 68 | 56 |    |
| 105 | 66 | 69 | 57 |    |

|     |    |    |    |  |
|-----|----|----|----|--|
| 106 | 66 | 70 | 58 |  |
| 107 | 66 | 71 | 59 |  |
| 108 | 66 | 72 | 60 |  |
| 109 | 67 | 73 | 61 |  |
| 110 | 67 | 74 | 61 |  |
| 111 | 67 | 75 | 62 |  |
| 112 | 67 | 76 | 62 |  |
| 113 | 67 | 77 | 63 |  |
| 114 | 67 | 77 | 63 |  |
| 115 | 68 | 78 | 64 |  |
| 116 | 68 | 78 | 64 |  |
| 117 | 68 | 79 | 65 |  |
| 118 | 68 | 79 | 66 |  |
| 119 | 68 | 80 | 67 |  |
| 120 | 68 | 80 | 68 |  |
| 121 | 69 | 81 | 69 |  |
| 122 | 69 | 82 | 69 |  |
| 123 | 70 | 83 | 70 |  |
| 124 | 70 | 84 | 70 |  |
| 125 | 71 | 85 | 71 |  |
| 126 |    | 86 | 71 |  |
| 127 |    | 87 | 72 |  |
| 128 |    | 88 | 72 |  |
| 129 |    | 89 | 73 |  |
| 130 |    | 89 | 73 |  |
| 131 |    | 90 | 74 |  |
| 132 |    | 90 | 74 |  |
| 133 |    | 90 | 74 |  |
| 134 |    | 90 | 74 |  |
| 135 |    | 91 | 74 |  |
| 136 |    | 91 | 74 |  |
| 137 |    | 91 | 74 |  |
| 138 |    | 91 | 74 |  |
| 139 |    | 92 | 74 |  |
| 140 |    | 92 | 74 |  |
| 141 |    | 92 | 74 |  |
| 142 |    | 92 | 74 |  |
| 143 |    | 93 | 74 |  |
| 144 |    | 93 | 74 |  |
| 145 |    | 93 | 74 |  |
| 146 |    | 93 | 74 |  |
| 147 |    | 94 | 74 |  |
| 148 |    | 94 | 74 |  |
| 149 |    | 94 | 74 |  |
| 150 |    | 94 | 74 |  |
| 151 |    | 95 | 75 |  |
| 152 |    | 95 | 75 |  |
| 153 |    | 95 | 75 |  |
| 154 |    | 96 | 75 |  |
| 155 |    | 96 | 75 |  |
| 156 |    | 96 | 76 |  |

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 157 | 97 | 76 |
|-----|----|----|

備考

本表の適用に当たっては、教育職給料表(2)昇格時号給対応表の備考第1項及び第2項を準用する。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成28年広島市人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「第14条」を「第15条の2」に改め、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」の右に「第2条第1項に規定する育児休業、同法」を加える。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第1号

平成29年3月7日

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員の職名に関する規則(昭和49年広島市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

| 区分     | 職名                                          | 職種名         |
|--------|---------------------------------------------|-------------|
| 指導主事   | 指導主事                                        |             |
| 社会教育主事 | 社会教育主事                                      |             |
| 事務職員   | 主事                                          |             |
| 技術職員   | 技師、栄養士                                      |             |
| 技能職員   | 技術指導員、学校業務指導員                               | 学校技術員       |
|        | 技術員                                         | 学校技術員、調理技術員 |
| 業務職員   | 業務員                                         | 学校業務員       |
| 給食調理員  | 主任給食調理員、給食調理員                               |             |
| 教員     | 教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手 |             |

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第2号  
平成29年3月7日  
広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

広島市少年自然の家条例施行規則(昭和53年広島市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「6か月前」を「の6か月前(使用期間が11月1日から翌年3月31日までの期間内のものにあつては、使用開始日の9か月前)」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第3号  
平成29年3月7日  
広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則(昭和42年広島市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 寄宿舎(第35条)を  
第9章 雑則(第36条)」

「第8章 寄宿舎(第35条)  
第9章 通信制の課程に関する特例等(第36条~第38条)に改める。  
第10章 雑則(第39条)」

第2条第2項中「定時制の課程」の右に「及び通信制の課程」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、通信制の課程については適用しない。

第6条第4項中「課程」の右に「及び通信制の課程」を加える。

第7条に次の1項を加える。

3 通信制の課程における前2項の規定の適用については、これらの規定中「教育課程及び授業時数」とあるのは、「教育課程」とする。

第13条に次の1項を加える。

3 通信制の課程における前項の規定の適用については、同項中「その高等学校の通学区域内に居住し、独立の生計を営む成年



者」とあるのは、「独立の生計を営む成年者」とする。

第16条に次の1項を加える。

2 学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）における前項の規定の適用については、同項中「入学させようとする学年の在学する他の生徒と同等以上の学力」とあるのは「相当の学力」と、「第1学年の途中又は第2学年以上の相当学年に」とあるのは「相当の期間を在学すべき期間として」とする。

第17条に次の1項を加える。

3 単位制による課程における前項の規定の適用については、同項中「退学又は除籍時の在学年以下の学年に」とあるのは、「相当の期間を在学すべき期間として」とする。

第18条の2に次の1項を加える。

6 校長は、単位制による課程において第4項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第25条第1項本文に規定する卒業の時期以外の時期においても、卒業を認めることができる。

第23条第1項中「定時制の課程」の右に「又は定時制の課程と通信制の課程」を加え、同条に次の1項を加える。

3 単位制による課程における前項の規定の適用については、同項中「修得した単位」とあるのは「修得した単位及び在学した期間」と、「相当学年に」とあるのは「相当の期間を在学すべき期間として」とする。

第24条第2項中「、全日制の課程にあつては第2学年の、定時制の課程にあつては第2学年又は第3学年の始めて」を削り、「できる」の右に「（全日制の課程にあつては第2学年の始めの時期に限る。）」を加える。

第25条第1項中「第18条の2第5項」の右に「及び第6項」を加える。

第25条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、単位制による課程については、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、入学（第16条に規定する入学を除く。）を許可し、又は卒業を認めることができる。

第26条の2中「課程」の右に「又は通信制の課程」を加える。

第36条を第39条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 通信制の課程に関する特例等  
（通信教育を行う区域）

第36条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）を行うものとする。

(1) 広島県の区域内に住所を有する者

(2) その他特別の理由により、校長が実施校の通信教育を受けることが適当と認める者  
（協力校）

第37条 実施校の行う通信教育について実施校に協力させる高

等学校（以下「協力校」という。）は、別に教育委員会が指定する。

2 協力校は、別に教育委員会の定めるところにより、実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。

（定時制の課程との併修）

第38条 実施校の校長は、通信制の課程の生徒が、校長の定めるところにより定時制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 実施校の校長は、定時制の課程の生徒が、校長の定めるところにより通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、実施校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒が定時制の課程又は通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合には、校長は一部の科目の履修を許可することができる。

別表広島市立大手町商業高等学校の項の次に次のように加える。

|                 |     |    |      |             |
|-----------------|-----|----|------|-------------|
| 広島市立広島みらい創生高等学校 | 定時制 | 昼夜 | 総合学科 | 広島市中区大手町四丁目 |
|                 | 通信制 |    | 総合学科 |             |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第4号

平成29年3月7日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内 康輝

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「広島市立高等学校（）」の右に「通信制の課程を除く。」を加える。

第3条第2項中「広島市立大手町商業高等学校」の右に「、広島市立広島みらい創生高等学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第5号

平成29年3月24日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内 康輝

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「 総務課 庶務係 人事係  
教育企画課  
施設課 管理係 計画係 整備係 を  
青少年育成部  
」

「 総務部  
総務課  
教育企画課  
教育給与課  
学事課 学事係 用度係  
施設課 管理係 計画係 整備係  
青少年育成部  
」

に、「給与係」を「管理係」に改め、「学事課 学事係 用度係」及び「全国高校総体推進係 新しいタイプの高校準備係」を削る。

第2条第1項を次のように改める。

総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会議に関すること。
- (2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 文書の取受、整理及び保存に関すること。
- (4) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。
- (5) 事務の管理改善に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること。
- (8) ほう賞に関すること。
- (9) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。
- (10) 教育行政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他の広聴に関すること。
- (11) 企画会議に関すること。
- (12) 町村合併に関すること。
- (13) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 行政組織及び定数管理の総括に関すること。
- (15) 職務権限に関すること。
- (16) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。
- (17) 職務の評価及び格付に関すること。
- (18) 職員の人事評価に関すること。
- (19) 教育長及び職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。

- (20) 教育委員会委員等の報酬等に関すること。
- (21) 人事及び給与に関する諸統計に関すること。
- (22) 給与等の予算及び経理に関すること（教育給与課の所掌に属するものを除く。）。
- (23) 諸手当の認定に関すること（教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。）。
- (24) 職員の公務災害補償の実施に関すること。
- (25) 職員の福利厚生に関すること。
- (26) 職員の研修に関すること。
- (27) 市議会に関すること。
- (28) 教育行財政の基本調査の総括に関すること。
- (29) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関すること。
- (30) 事務局の事務の総合調整に関すること。
- (31) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。
- (32) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。
- (33) その他事務局の庶務に関すること。
- (34) 部並びに課及び教育企画課の庶務に関すること。

第2条第2項中「教育企画課」を「総務部教育企画課」に改め、第5号を削り、同条中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、同条第10項第11号を削り、同項を同条第11項とし、同条第9項第3号中「教育職員」を「教育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を削り、同条第6項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「施設課」を「総務部施設課」に改め、同項第8号中「実施」の右に「の総括」を加え、同項第15号中「設備」を「・設備」に改め、「委託」の右に「の総括」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 総務部教育給与課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教職員等（教育委員会人事給与システム（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、教育給与課長が管理するものをいう。以下同じ。）の利用による人事及び給与の管理対象者に限る。）の給与等の予算及び経理に関すること。
- (2) 教職員等（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。）の諸手当の認定の総括に関すること。
- (3) 教職員等の旅費等の予算及び経理の総括に関すること。
- (4) 教職員等の社会保険等の資格の得喪等の総括に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。
- (2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。
- (3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。

- (4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。
- (5) 教科用図書の給与に関すること。
- (6) 通学バスの運行に関すること。
- (7) 私立学校に対する助成に関すること。
- (8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。
- (9) 学校備品の整備の総括に関すること。
- (10) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。
- (11) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 課の庶務に関すること。

第3条及び第4条を次のように改める。

(学校事務センター)

第3条 事務局に学校事務センターを置き、その名称、位置並びに所管する小学校及び中学校は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置                           | 所管する小学校及び中学校                              |
|---------------|------------------------------|-------------------------------------------|
| 中央地区学校事務センター  | 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号広島市役所北庁舎別館内 | 中区及び南区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を除く。）            |
| 東部地区学校事務センター  | 広島市安芸区船越南三丁目4番36号安芸区役所庁舎内    | 東区及び安芸区に位置する小学校及び中学校                      |
| 西部地区学校事務センター  | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号佐伯区役所庁舎内    | 西区及び佐伯区に位置する小学校及び中学校（広瀬小学校を含み、石内北小学校を除く。） |
| 安佐南地区学校事務センター | 広島市安佐南区古市一丁目33番14号安佐南区役所庁舎内  | 安佐南区に位置する小学校及び中学校（石内北小学校を含む。）             |
| 安佐北地区学校事務センター | 広島市安佐北区可部四丁目13番13号安佐北区役所庁舎内  | 安佐北区に位置する小学校及び中学校                         |

- 2 学校事務センターに次の係を置く。  
管理係  
学務係
- 3 学校事務センターの分掌事務は、学校事務センターの庶務に関する事務のほか、所管する小学校及び中学校に係る次に掲げる事務とする。
  - (1) 教育行財政の基本調査並びに諸統計及び資料の収集整理に関すること。
  - (2) 学校施設の修繕の実施に関すること。
  - (3) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託に関すること。
  - (4) 学校への予算配分の決定に関すること。
  - (5) 学校備品及び学校備品台帳の整備に関すること。
  - (6) 教職員（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。）の諸手当の認定に関すること。
  - (7) 教職員の旅費等の支給に関すること。
  - (8) 教職員に係る社会保険等の資格の得喪等に関すること。
  - (9) 学校事務職員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

- (10) 学校事務に係る支援、指導及び連絡調整に関すること。
- (11) 学校事務の改善に関すること。

(教育次長等)

第4条 事務局に教育次長を置き、必要があるときは、事務局に理事を置く。

第7条に次の1項を加える。

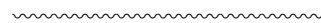
2 学校事務センターの所長は、教職員課長の指揮監督を受けるべきものとする。

第8条中「に係長のほか、主査又は主任技師を、係を置かない課又は事業所に主任のほか主査又は主任技師」を「又は係を置かない課に主査、主任技師、管理主事、指導主事又は社会教育主事」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 広島市立学校通学区域審議会規則（昭和40年広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「広島市教育委員会事務局施設課」を「広島市教育委員会事務局総務部施設課」に改める。



広島市教育委員会規則第6号

平成29年3月24日

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内 康 輝

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「安佐南地区学校事務センター」を「東部地区学校事務センター、西部地区学校事務センター、安佐南地区学校事務センター及び安佐北地区学校事務センター」に改める。

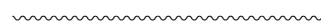
別表第2五日市北地区学校給食センターの項及び五日市中央地区学校給食センターの項を削る。

別表第3安佐南地区学校事務センターの項を次のように改める。

|                                                        |      |
|--------------------------------------------------------|------|
| 東部地区学校事務センター、西部地区学校事務センター、安佐南地区学校事務センター及び安佐北地区学校事務センター | 管理係長 |
|--------------------------------------------------------|------|

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第7号

平成29年3月24日

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

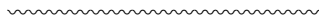
広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「理事，教育次長」を「教育次長，理事」に改める。

- (1) 広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）第5条第1項第3号
- (2) 広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）第1条第4号
- (3) 広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市教育委員会規則第6号）第3条第1項

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第8号

平成29年3月24日

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則

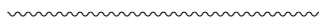
広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則（平成25年広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とし，第4号を第3号とする。

第9条中「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局総務部総務課」に改める。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第9号

平成29年3月24日

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務課長」を「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

別表第1中

|           |     |     |     |     |                    |     |      |
|-----------|-----|-----|-----|-----|--------------------|-----|------|
| 教育委員会印    | (1) | れい書 | 正方形 | 方36 | 賞状・表彰状・感謝状等        | 総務課 | 総務課長 |
|           |     |     |     | 方27 | 一般文書               |     |      |
|           |     |     |     |     | 第6条の規定により印影を印刷する文書 |     |      |
| 教育長印      | (2) | てん書 | 正方形 | 方36 | 賞状・表彰状・感謝状等        |     |      |
|           |     |     |     | 方25 | 一般文書               |     |      |
| 教育長職務代行者印 | (3) | てん書 | 正方形 | 方21 | 一般文書               |     |      |

を

|               |     |     |     |     |                    |     |      |
|---------------|-----|-----|-----|-----|--------------------|-----|------|
| 教育委員会印        | (1) | れい書 | 正方形 | 方36 | 賞状・表彰状・感謝状等        | 総務課 | 総務課長 |
|               |     |     |     | 方27 | 一般文書               |     |      |
|               |     |     |     |     | 第8条の規定により印影を印刷する文書 |     |      |
| 教育長印          | (2) | てん書 | 正方形 | 方36 | 賞状・表彰状・感謝状等        |     |      |
|               |     |     |     | 方25 | 一般文書               |     |      |
| 教育長職務代行者印     | (3) | てん書 | 正方形 | 方21 | 一般文書               |     |      |
| 教育委員会事務局教育次長印 | (4) | てん書 | 正方形 | 方24 | 一般文書               |     |      |

に

改め，同表広島市教育センター所長印の項中「(4)」を「(5)」に改め，同表広島市立幼稚園長印の項中「(5)」を「(6)」に，「(6)」を「(7)」に改め，同表広島市立幼稚園長職務代行者印の項中「(7)」を「(8)」に，「(8)」を「(9)」に改め，同表広島市立学校長印の項中「(9)～(13)」を「(10)～(14)」に，「工業高等学校にあつては，全日制の教頭とする」を「教頭が2人以上あるときは，あらかじめ校長が定める教頭」に改め，「以下」の右に「この表において」を加え，同表広島市立学校長職務代行者印の項中「(14)～(18)」を「(15)～(19)」に改め，同表市民局専用教育委員会印の項中「(19)」を「(20)」に改める。

別表第2中第19号を第20号とし，第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ，第3号の次に次の1号を加える。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| (4) | 広島市教育<br>委員会事務局<br>教育次長 |
|-----|-------------------------|

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第10号

平成29年3月24日

広島市教職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

広島市教職員表彰規則の一部を改正する規則

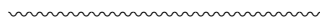
広島市教職員表彰規則（昭和43年広島市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「養護教師」を削り、「県費負担の事務職員」を「学校事務の試験区分で採用された者」に改める。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第8号中「（市費負担教育職員に限る。）」を削る。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第11号

平成29年3月24日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第38条に次の1項を加える。

6 第2項の職員のうち、次の表の左欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる名称を称することができる。

| 職員                         | 名称                        |
|----------------------------|---------------------------|
| 事務職員（学校事務の試験区分で採用された者に限る。） | 事務主査、事務主任、専務主任（シニア）又は事務主事 |
| 学校栄養職員                     | 栄養主査、栄養主任又は栄養主査（シニア）      |

第56条第5項中「実習教員又は実習教諭」を「実習教諭又は実習教員」に改める。

第68条の3第6項を削る。

第68条の9を次のように改める。

（既定の準用）

第68条の9 第15条から第19条まで、第21条、第22条、第29条、第31条から第34条まで、第38条第6項、第43条から第54条まで及び第56条第5項の規定は、中等教育学校にこれを準用する。この場合において、第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは、「第68条の3第1項及び第2項の職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条から第19条まで、第

22条及び第48条の規定は、中等教育学校の後期課程については準用しない。

第70条第7項を削る。

第74条第1項中「第33条まで」の右に「、第38条第6項」を、「第54条まで」の右に「、第56条第5項」を、「第7条第1項」との右に「、第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは「第70条第1項及び第2項の職員」と」を加える。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会告示

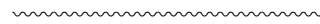
広島市教育委員会告示第4号

平成29年3月10日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

| 文書名 | 印影を印刷する公印の名称 |
|-----|--------------|
| 辞令書 | 広島市教育委員会印    |



広島市教育委員会告示第5号

平成29年3月17日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

1 日時 平成29年3月24日（金）午後2時

2 場所 中区役所6階教育委員会室

3 議題

【非公開予定議題】

- (1) 事務局職員等の人事について（議案）
- (2) 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案）

【公開予定議題】

- (3) 平成29年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）
- (4) 広島市教育委員会規則の一部改正について（議案）
- (5) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案）

※ 今回は、非公開予定議題から審議する予定です。非公開予定議題の審議は、概ね40分程度要する見込みですので、公開予定議題の審議を開始する時刻は、午後2時40分頃となる見込みです。

なお、当該時刻は、当日の審議の進行状況で変わる場合があります。

# 水道局規程

## 広島市水道局規程第1号

平成29年3月31日

広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 野津山 宏

### 広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

広島市水道局自家用電気工作物保安規程（昭和44年広島市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「石内北ポンプ所」 を 「石内北ポンプ所  
石内東ポンプ所」

に改める。

別表第2中

「緑井浄水場 — 石内北ポンプ所……………電気主任技術者 を

「緑井浄水場 — 石内北ポンプ所……………電気主任技術者 に  
石内東ポンプ所……………」

改める。

別表第3中

|           |    |           |     |           |
|-----------|----|-----------|-----|-----------|
| 変電所及び受電設備 | 1年 | 各種機器について  | 1年  | 絶縁抵抗測定    |
|           |    |           | 1年  | 接地抵抗測定    |
|           |    |           | 1年  | 保護継電器試験   |
|           |    |           | 2年  | 計器較正      |
|           |    |           | 1年  | 制御装置動作試験  |
| 配電設備      | 1年 | 各種工作物について | 6か月 | 蓄電池の電圧の測定 |
|           |    |           | 1年  | 絶縁抵抗測定    |
|           |    |           | 1年  | 接地抵抗測定    |

|               |          |           |                |           |        |
|---------------|----------|-----------|----------------|-----------|--------|
| 変電所及び受電設備     | ガス絶縁開閉装置 | 6年        | ガス絶縁開閉装置に属する設備 | 6年        | 絶縁抵抗測定 |
|               |          |           |                | 6年        | ガス分析   |
| ガス絶縁開閉装置を除く機器 | 1年       | 各種機器について  | 1年             | 絶縁抵抗測定    |        |
|               |          |           | 1年             | 接地抵抗測定    |        |
|               |          |           | 1年             | 保護継電器試験   |        |
|               |          |           | 2年             | 計器較正      |        |
|               |          |           | 1年             | 制御装置動作試験  |        |
| 配電設備          | 1年       | 各種工作物について | 6か月            | 蓄電池の電圧の測定 |        |
|               |          |           | 1年             | 絶縁抵抗測定    |        |
|               |          |           | 1年             | 接地抵抗測定    |        |

改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 広島市水道局規程第2号

平成29年3月31日

広島市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 野津山 宏

### 広島市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

広島市水道局事務分掌規程（平成14年広島市水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中

「営業システム係」 を 「営業システム係  
特別収納係」 に

「西営業係」 を 「西営業係」に改める。  
特別収納係」

第3条第2項第20号中「貯藏品」の右に「（人事課及び技術部調整課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第3項第7号中「職員」の右に「分限」を加え、同項第13号中「被服の貸与」を「被服」に改め、同条第4項第7号を第9号とし、第6号を第8号とし第5号の次に次の2号を加える。

(6) 水道料金等の収納、滞納整理及び給水の停止処分に関する  
こと（水道事業管理者が定める基準に適合するものに限る。）。

(7) 水道使用の指導、取締り及び過料に関すること。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 広島市水道局規程第3号

平成29年3月31日

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 野津山 宏

### 広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程

広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表2の部中「休暇」を「年次有給休暇、病気休暇、特別休暇」に改め、同表3の部28の項中

|                         |   |        |
|-------------------------|---|--------|
| (1) 個人情報ファイルの保有に係る届出    | ○ | 企画総務課長 |
| (2) 個人情報の目的外利用及び外部提供の決定 | ○ | 企画総務課長 |



第45条の見出し中「免職」の右に「及び降任」を加え、同条中「免職」の右に「又は降任」を加え、同条第1号中「身体又は精神の障害のため」を「心身の故障のため、」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくなると認められるとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認められるとき。

第45条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。  
第46条を次のように改める。

第46条 削除

第47条第1項第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第2項中「第4号」を「第2号」に改める。

第48条第1項第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「第6号」を「第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中「及び第2号」及び「委員会又は」を削り、「第3号から第6号」を「第2号から第5号」に改める。

第52条第6項中「職員」の右に「分限」を加える。

別表第1中「

| 休憩時間                                 | 摘要          |
|--------------------------------------|-------------|
| 勤務時間中において15分<br>勤務時間を折半し、<br>15分ずつ2回 | 非番の日も勤務とみなす |

を

|                  |       |
|------------------|-------|
| 休憩時間             | に改める。 |
| 勤務時間中において15分     |       |
| 勤務時間を折半し、15分ずつ2回 |       |

別表第4備考2中「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む」を「別表第4の備考2に規定する者を、子は同表の備考3に規定する者を含む」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3の17の項中「及び委託児童( )」を「民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護する者及び」に改め、「規定により」の右に「同法第6条の4に規定する」を加え、「をいう。)」を削り、同表の20の項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同表備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加え、同表を別表第4とする。

- 3 この表(17の項を除く。)において、子は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。  
別表第2(第11条関係)

再任用短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び休憩時間

| 職種         | 曜日  | 勤務時間            | 休憩時間                                                         | 休憩時間             | 1週間あたりの勤務時間      |
|------------|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 機器操作従事者    | 日～土 | ① 8.30～17.15    | 12.00～13.00又は13.00～14.00                                     | 勤務時間中において15分     | 機器操作以外の勤務を含め31時間 |
|            |     | ② 16.15～翌日の8.45 | 18.00～18.15又は18.15～18.30及び翌日の5.00～5.45又は6.00～6.45            | 勤務時間を折半し、15分ずつ2回 |                  |
| 高陽取水場府中浄水場 | 日～土 | ① 8.30～17.15    | 12.00～13.00                                                  |                  | 31時間             |
|            |     | ② 17.00～翌日の8.45 | 18.00～18.30及び翌日の5.30～6.30                                    |                  |                  |
| その他の職員     | 月～金 | 8.30～17.15      | 12.00～13.00。ただし、この時間において、料金、修繕等の受付業務に従事したときは、13.15～14.15とする。 |                  | 31時間             |

備考

- 1 この表中「月～金」等とあるのは、「月曜日から金曜日まで」等を示す。
- 2 この表中「8.30～17.15」等とあるのは、「午前8時30分から午後5時15分まで」等を示す。
- 3 緊急その他やむを得ない理由により、この表の休憩時間により難しいときは、休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げ等の方法で変更することがある。この場合における休憩時間は、業務を終了し、又は中断することができたときからとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に受けている改正前の広島市水道局就業規則(以下「改正前の規程」という。)第27条の3の規定により平成29年3月の住居手当(所有に係る住宅(管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。以下同じ。)に係るものに限る。)を支給された職員であって、この規程の施行の日以後引き続きその所有に係る住宅に当該職員又はその配偶者若しくは管理者が指定する者が居住している者(管理者が定めるこれに準ずる者を含む。)については、同規程第27条の3の規定は、平成33年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

広島市水道局規程第5号

平成29年3月31日

広島市水道局職員懲戒審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。